

文化・芸術、学習の機会に関する国及び都の動向

1 障害者の文化・芸術の機会

（1）国の動向

○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」第7条の規定に基づき、厚生労働省と文化庁は、令和5年3月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」を策定し、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

○厚生労働省では、障害者芸術文化活動普及支援事業として、障害のある人の芸術文化活動の普及を推進している。障害者の芸術文化活動に対して、より身近な拠点で支援が受けられるよう「障害者文化支援センター」の設置を進め、令和7年度には、47都道府県での設置が完了している。

○文化庁では、障害者等による文化芸術活動推進事業として補助事業を実施し、障害者の鑑賞・創造・作品発表の機会の拡大・確保を行っている。

（2）都の動向

○令和4年3月に東京文化戦略2030を策定し、「プロジェクト2 誰もが文化でつながるプロジェクト」において「都立文化施設のアクセシビリティ向上や高齢者、障害者、外国人、乳幼児等を対象としたアクセスプログラムの展開」を位置づけている。

○令和7年秋に開催された世界陸上・デフリンピックを契機に、「オールウェルカムTOKYO」として、アクセシビリティ向上の機運を一層高めることを目的としたキャンペーンが令和7年9月～12月に展開された。芸術文化を起点に多様な主体と連携し、鑑賞・参画機会の増加や鑑賞サポート等の充実が図られた。

○東京都の障害者文化支援センターとしての役割を担う「東京アートサポートセンターRights」は、障害者が生み出す多様な表現やそれらを取り巻く環境の充実を目指し、「相談支援」「人材育成・ネットワークづくり」「情報収集・発信」「発表機会の確保」に取り組んでいる。なお、令和8年度は「発表の機会の確保」に関連して、ダンスや演劇、音楽を中心とした地域との協働によるパフォーマンス発表の場づくりに、中野区も協力し実施を予定している。

2 障害者の学習の機会

(1) 国の動向

○国は、平成26年に「障害者権利条約」を批准し、「障害者の生涯学習機会の確保」への対応が必要とされている（障害者権利条約第24条「教育」）。また、学校卒業後の障害者は大学等への進学率が低く、さらに、地域においても公民館等での学習機会が不足している状況があることから、国、自治体、大学、民間等が協力し、障害の有無に関わらず、共に学ぶ機会の充実を通じて、共生社会の実現を目指すこととしている。

○「学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業」として、「地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究」、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」、「『障害者の生涯学習支援活動』に係る文部科学大臣表彰」「視覚障害者等の読書環境の整備（読書バリアフリー）」「障害者の生涯学習推進アドバイザー派遣事業」などの取組を進めている。

○令和7年2月に「共生社会のマナビ 障害者の生涯学習推進ポータルサイト」を開設し、全国各地の障害のある方々の生涯学習の取組や、学びの場づくりに関する情報を発信している。

(2) 都の動向

○令和6年2月に「インクルーシブな学び東京コンソーシアム」を設置している。東京都教育委員会が企業やNPO等の交流、情報交換の場を提供することで、障害のある人々の生涯にわたる学びを支援するとともに、障害のある人もない人も共に学べる環境づくりに向けた取組を展開し、互いの個性を認め合い、多様性を尊重しながら支えあえるインクルーシブシティの実現を目指すことを目的としている。コンソーシアムを構成する企業、NPO等が有する専門性を生かし、「『インクルーシブな学び』プログラム事業」、「インクルーシブな都立学校公開講座」、「学校卒業後の障害者の『学びの場』づくり」などを実施している。